

女性のための相続セミナー 5月16日(土) PM13:30~16:30 JRC3Fセミナールームにて



(ご予約は右下よりご連絡下さい。)

女性は男性よりも平均寿命が長いことは周知のとおりです。相続を受ける際には、ご自身が置かれている立場によってポイントが変わります。

先日ご相談いただいたA様は『娘』としての立場の方でした。十数年前にお父様を亡くされ、お母様とお兄様と3人で相続を受けたそうです。生前お父様は賃貸経営を行っていたとのことで相続税が発生し、税金を納めたそうです。今年より改正された相続税を基に確認をしてみると、A様のお母様が万が一の際にも相続税が発生することが分かりましたので、より具体的な対策を講じることとなりました。

A様のように、何回か相続を受ける可能性が高いのも女性ですので、『母』『妻』『嫁』『娘』それぞれの立場ならではの対策を事前に考えてみませんか？

ご参加下さい!

- 「争族」にならない為には…
- 私は何回相続を受けるのか…
- 相続税は誰にかかってきて誰が支払うの？
- 相続税はお金以外に何の準備が必要なの？
- 仲良し家族応援！2世帯住宅で円満解決
- 固定資産税評価額UP＝相続税もUPする？
- 相続増税に負けない知識とは？

具体的に空き家の対策を考えてみませんか？

空き家対策特別措置法案が可決されましたが、具体的な対策を講じている方はあまりいらっしゃらないようです。固定資産税が高くなり、お手入れも定期的に行うとなると、対応すること自体が難しくなるという方が増えていきます。空家の有効な対策とは、一体どのようなことなのでしょう？

売却をしたり、リフォームをして賃貸することが、真っ先に思い浮かぶかと思えます。例えば賃料を安価にして近年とても人気のあるDIY物件として賃貸してみたり、思いきって建て替えをして、新たに賃貸経営に挑戦してみるのも一つの選択肢としてあります。

いくつかの選択肢を知って対策を講じることが大切ですので、戸建賃貸住宅セミナーで、勉強してみませんか？



《木村 幸美》

夢の利回り10%以上確保！戸建賃貸住宅& 自宅としても十分な1000万円台の家づくりセミナー

5月17日(日) PM13:30~16:30 JRC3Fセミナールームにて

昨年末にお引渡しをいたしましたM様の戸建賃貸住宅は募集を始めて1ヶ月も経たずに2戸のテラスハウスが成約になりました。また、今年の1月に完成し2月より募集を始めたT様の戸建住宅は3月にはお申し込みをいただき4月初旬より入居をいただきました。

M様は遊休地に戸建賃貸住宅のテラスハウスを、T様は相続されたお土地に戸建賃貸住宅貸家とテラスハウス2棟をご建築いただきました。なぜ、お二組の方は戸建賃貸住宅を建築されたのでしょうか…。

また、近年の賃貸住宅の利回りは7%前後が多いようですが、賃貸経営では利回り10%以上を確保できなければ安心できないと言われております。

今回の成約によってM様は15%、T様は12%以上の利回りを確保することができました。

建築をお手伝いさせていただく際に、資金計画や近隣相場から見る賃料設定など詳細についてもお話をさせていただきましたので募集早々ご成約いただき、施工店であり管理会社としても安心しました。

今回の『戸建賃貸住宅実例セミナー』では、賃貸経営の基本的な考え方をはじめ、構造や仕様に関するお話しまで、実例を交えてお話しいたします。

1000万円台で建築が可能な戸建賃貸住宅だからと言って一般の住宅と何ら変わりはありません。低コストで自宅を建築されたい方にもご注文をいただき、とても人気がありますので、この機会に是非ご参加下さい！！



《木本 史晴》



T様の戸建賃貸貸家(右)と戸建賃貸テラスハウス(左)

ご予約・お問合せはコチラです

TEL : 046-261-6101

E-mail info@jrc6101.com
H P www.jrc6101.com

JRC 大和市 検索

- ※予約制となりますので、事前の予約をお願いします。
- ※お子様と一緒に参加も可能です。
(弊社スタッフもお手伝いします)
- ※参加人数の制限はありませんので、ご夫妻・親子、ご友人と一緒に参加も歓迎です。